特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	生活保護に関する事務				
シャグソログ					
②事務の概要	生活体護に関する事務 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。 生活保護制度における受給資格者、医療扶助に関する事務の以下のもの ・医療扶助オンライン資格確認 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・被保護者の雇用保険、年金関係、課税情報の確認				
③システムの名称	生活保護システム、宛名管理システム、中間サーバー、クラウド版生活保護等レセプトシステム 医療保険者等向け中間サーバー、庁内データ連携システム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
E活保護情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
去令上の根拠	・番号法第9条第1項別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 ・生活保護法第80条の4				
4. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項)				
5. 評価実施機関における					
①部署	市民福祉部社会福祉課				
②所属長の役職名	社会福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
総務省					
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求				
請求先	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年	1月20日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい	-			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい。				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい。				
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託]]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい	-			
5. 特定個人情報の提供・移動	転(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい				
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい。 2) 十分である 3) 課題が残されてい。				

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	2) 十分である 2) 十分である 3) 課題が残されている マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、医療扶助		
判断の根拠	オンライン資格確認事務におけるマイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には5情報による照会を行うことを厳守している。		
9. 監査			
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査		
10. 従業者に対する教育	· <mark>啓発</mark>		
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>		
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えら れる対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠	行方市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じている。		

変更箇所

変更箇	ग				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5.評価実施機関における担当部署名①部署	保健福祉部社会福祉課	市民福祉部社会福祉課	事後	
	る担当部署名①部署 I-5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役	社会福祉課長 渋谷 節夫	社会福祉課長	事後	
	I - 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市保健福祉部社会福祉課 茨城県行方 市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方 市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	I-8 特定個人情報ファイ	行方市保健福祉部社会福祉課 茨城県行方	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方	事後	
	ルの取扱いに関する問合せ IV-1提出する特定個人情	市玉造甲404 0299-55-0111 (追加)	市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	報保護評価書の種類 Ⅳ-2目的外の入手が行わ				
	れるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3目的を超えた紐付け事務に必要ない情報との紐付	(追加)		事後	
	IV-3権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員	(追加)		事後	
	IV-4委託先における不正な 使用等のリスクへの対策は	(追加)		事後	
	使用等のリスクへの対策は IV -5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分	(追加)		事後	
	Ⅳ-6目的外の入手が行わ	(追加)		事後	
	れるリスクへの対策は十分か Ⅳ - 6不正な提供が行われ	(追加)		事後	
	るリスクへの対策は十分か IV - 7特定個人情報の漏え				
	い・滅失・毀損リスクへの対策	(追加)		事後	
	Ⅳ-8実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9従業者に対する教育・ 啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	Ⅱーいつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
		【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(26の項)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第5条,第8号 別表第二(26 の項)		
令和4年3月31日	I-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第5条, 第8号 別表第二(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)	事後	
	Ⅱ−いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年3月31日	事後	
令和5年3月1日	Ⅱーいつ時点の計数か	令和4年3月31日	令和5年2月21日	事後	
令和5年10月23日	事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。	生活保護法に基づき 生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。生活保護制度中、医療扶助に関する事務の以下のもの医療扶助オンライン資格確認①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務	事前	
	システムの名称	生活保護システム 宛名管理システム 中間サーバー	生活保護システム 宛名管理システム 中間サーバー ウラウド版生活保護等レセプトシステム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
	3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一(第15の項) パウェ (第15の項) パウェ (第15の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第15条) ・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用をび特定個人情報の提供に関する条例(第4条)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一(第15の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第15条)・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(第4条)・生活保護法第80条の4	事前	
	4 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(26の項) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第5条,第8号 別表第二(26の項) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第5条,第8号 別表第二(9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	Ⅱーいつ時点の計数か	令和5年2月21日	令和6年2月5日	事後	
	事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。生活保護制度中、医療扶助に関する事務の以下のもの 医療扶助オンライン資格確認 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	
令和6年11月1日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、宛名管理システム、中間 サーバー、クラウド版生活保護等レセプトシス テム、医療保険者等向け中間サーバー	生活保護システム、宛名管理システム、中間 サーバー、クラウド版生活保護等レセプトシス テム、医療保険者等向け中間サーバー、庁内 データ連携システム	事前	
	IV−8 人手を介在させる作 業	(追加)		事後	
	IV 1.1 もっとも優先度が高いと考えられる対策	(追加)		事後	
令和7年3月7日	②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。生活保護制度中、医療扶助に関する事務の以下のもの 医療扶助オンライン資格確認 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における 済格歴歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における 本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における 本人確認事務	④医療保険者等向け中間サーバー等における	事後	
	法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一(第15の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第15条)・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(第4条)・生活保護法第80条の4	・番号法第9条第1項別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続 における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 ・生活保護法第80条の4	事後	番号法改正に伴う変更
	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 -番号法第19条第5号, 第8号 別表第二(26の項) 【情報提供の根拠】 -番号法第19条第5号, 第8号 別表第二(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)	(情報提供の根拠) -番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項)	事後	番号法改正に伴う変更
	Ⅱ いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和7年1月20日	事後	